

所有者不明土地の解消に向けて 不動産の登記に関するルールが大きく変わりました。



※ 所有者不明土地とは … ① 不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない土地② 所有者が判明しても、その所在が不明で連絡が付かない土地

令和6年4月1日から 相続登記の申請が 義務化されました!!

不動産登記推進イメージキャラクター 「トウキツネ」

Check!!

- 相続によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを 知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。
- 令和6年4月1日以前に相続した不動産についても、義務化の対象となります。
- 相続登記について登録免許税が免税される場合があります。
- 正当な理由がなく相続登記の申請をしない場合、10万円以下の過料が 科されることがあります。
- 登記の手続は、専門家である司法書士へ依頼することも、ご検討ください。

登記の手続について 詳しく知りたい方!



(大阪法務局ホームページ)

登録免許税の免税について知りたい方!



(法務省ホームページ)

登記の手続を司法書士へ 依頼したい方!



(大阪司法書士会ホームページ)

裏面もご覧ください! 法務局の便利な制度を紹介しています

相続登記についての詳細は、管轄する登記所にお問合せください。



管轄登記所は こちらから検索

法定相続情報証明制度

法定相続情報一覧図で 時短・スムーズな相続手続を!

戸除籍謄本等を収集し、 法定相続情報一覧図を 作成して法務局へ!

戸除籍 謄本等

預貯金の払戻し、相続税の申告、 相続登記など、各種相続手続を 同時に進めることができます!



① 申出

② 交付

法定相続情報 登記官 0000 回

③ 提出

銀行





登記官が確認・認証し、 無料で必要枚数を配布

法定相続情報証明制度の具体的な手続は、

管轄する登記所にお問合せください。

法定相続情報一覧図を



管轄登記所は こちらから検索

遺言書ほかんガル

制度の詳細については ホームページをご確認ください!



(法務局ホームページ)

自筆の遺言書、預かります!

申請手数料は 1通3,900円 保管料は不要



① 保管申請

遺言者

相続人



2 保管



1通1,400円

相続登記の申請、預貯金の払戻し等 添付書類の一つとして利用できます! 家庭裁判所の検認は不要です!

制度の詳細についてはホームページを ご確認ください!



安全な保管場所

管理上のトラブル防止

(大阪法務局ホームページ)

自筆証書遺言書保管制度に関するお問合せ先 06-6942-9482(供託課)

土地を手放したい方へ!

相続土地国庫帰属制度





相続等によって土地の所有権を取得した 相続人は、その土地を手放して国庫に 帰属させるための申請をすることが できます。

ただし、申請が承認されるのは、一定の 要件を満たす土地に限ります。

制度の詳細についてはホームページを

ご確認ください。



(法務省ホームページ)

相続土地国庫帰属制度に関するお問合せ先 06-6948-6336(国庫帰属審査室)

大阪法務局